

⑥入居住宅に関する状況通知書を記入する際の注意点

《住居確保給付金申請者の方へ》

- ◆書類上部の「不動産媒介業者等記入欄」をご自身で記入した場合、書類として無効となりますのでご注意ください。
- ◆賃貸借契約書上に記載のある貸主や不動産媒介業者等にご記入いただいた内容をご確認のうえ、書類下部の「住居確保給付金支給申請者 本人記入欄」にご署名ください。

《貸主・不動産媒介業者等の方へ》

- ◆書類上部の「不動産媒介業者等記入欄」は、賃貸借契約書上に記載のある貸主や不動産媒介業者等にすべてご記入いただきます。申請者が記入されますと書類として無効となりますのでご注意ください。
- ◆賃貸借契約書上に記載のない不動産媒介業者等がご記入いただく場合、本人よりその関係性がわかる書類や申立書など、別途ご提出が必要となります。
- ◆⑥入居住宅に関する状況通知書の記入者と、住居確保給付金の振込先が異なる場合、賃貸借契約書上で関係性の確認が必要となります。賃貸借契約書上で確認が取れない場合は、⑥入居住宅に関する状況通知書の記入者より、その関係性がわかる書類や申立書など、別途ご提出が必要となります。

記載例をご覧くださいながら記入する際に、その他ご不明な点等ございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

《お問い合わせ先》

世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷分室
住居確保給付金担当係

〒154-0004

世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階

電話：03-6805-2787